

10月23日環境審議会第1部会 委員発言への対応

資料2-1

No.	発言委員	ページ	該当箇所	発言内容	対応
1	高荒委員	p.1	概要図	この図からは環境創造センターの位置付けが見てこない。環境創造センターがこの計画の中で重要な拠点となるのであれば、補足説明を入れるなり、基本目標達成に向けて環境創造センターがどのように機能するのかということが分かるような図にした方が良い。	
2	長林委員	p.1	概要図	○Ⅱが始めにきて、Ⅰがあとになるのはすっきりしない。Ⅰが同時に改善されないとⅡもなかなかうまく進んでいかないということを考えると、Ⅰが左でⅡが右という感じもする。 ○県の取り組む姿勢というのが順番を決めていくとすると、地理的なものは分かるが、逆の方が良いのでは。	環境創造センターを2つの柱の真ん中に配置し、Ⅰを左、Ⅱを右に記載しました。
2	後藤委員			○縦書きにして、県の地図の上に環境回復の推進がくる作り方であれば、浜を意識せずに書けると思う。	
3	崎田委員	p.2	第2節 ○の2つ目	福島県復興計画と連携しあるが、どういうふうに連携するとか、復興計画の中のどういう部分が主に関わってくるとか、そのような細かい記載はなくとも良いのか。	現行のままとします。 ※県計画の体系図をお示します。
4	後藤委員	p.2~3	第1章 はじめに	これまで原子力や汚染廃棄物が環境基本法等で除外されていたが含まれるようになり、計画でもそういうものを扱うという説明があった方が良い。	「第2節 計画の性格」に記載しました。
5	長林委員	p.4	第2節 ○の2つ目	「二本の柱の相互連携」とあるが、この二本の柱の説明はどこか前で説明があるべき。	修正しました。
6	長林委員	p.5	2 美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現	三つの基本原則とあるが、「〇〇」、「〇〇」、「〇〇」を三つの基本原則とし、それに基づいて”と書かないと、読んだ人が分からない。	修正しました。
7	河津委員	p.6	第1節 ○一番下	これを読むと、海岸線、浜通り限定とどちらになってしまうところがある。実際には、自然も相当被害を受けている。全体的にもう少し広げて良いと思う。	修正しました。
8	高荒委員	p.6	第2節 (1)人口 ○2つ目	県外への人口流出については記載はあるが、県内でもかなり人口の移動があつたはず。帰宅の困難な地域で人口が激減したとか、県内の中での人口の移動についても少し触れた方が良い。	修正しました。

9	後藤委員	p.6～7	第3章 本県の特性	被害の状況、汚染被害という言葉をしつかり使った方が良い。特に、1次産業を中心には汚染被害が出ているということを(3)に記載した方が良いのでは。	修文しました。
10	河津委員	p.7	(2)土地利用 ○3つ目	放射線に偏ってる。実際にいろいろな被害があつた。もっと広げても良いと思う。	修文しました。
11	稻森委員	p.9	第1節 施策体系	2行の文章の後に、『環境保全施策』に関しては、「環境回復の推進」と、「美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現」の2つの柱から成っている。そして、1番として、新たに起つたのが放射能問題である。従前から行ってきたのが2番目、これを相互に考慮した形で施策を推進する。○○○の必要性を踏まえ、環境創造センターを整備、活用して○○○していく。それから、特に、環境に配慮する意識の醸成といふところを強化して、県民の意向を踏まえた上で、総合計画、部門別計画、防災計画などを踏まえた上で、全体の整合性を踏まえて、体系と展開を進めていく。そして、総合計画、部門別計画などと一緒に、しっかりと組んでいくことにしておる』 というようなことがパツと読めるようにこの文章に書いてあると非常に分かりやすい。	修文しました。
12	崎田委員	p.9～	第4章	地域の皆様にとって、健康影響の関心が高い。健康と銘打つと医療となると思うが、健康へのリスクを低減化するためのリスク管理とか、健診をきちんと把握するとか、人間の健康への配慮が全くなくて良いのか。	現行のままとします。 ※県計画の体系図をお示します。
13	河津委員	p.9～	第4章	除染に関して。例えば、森林除染はいろんな問題があつてこれから議論されていくだろうが、除染ということによって、生態系への影響が当然考えられる。そういうことをとも計画の中で触れておくべきではないか。 という配慮事項も入れておくべきではないか。	p.5「環境創造センター(仮称)の取組の展開イメージ図」における「自然共生社会の形成」においては、除染実施後の環境修復技術の開発や除染後の環境モニタリングも含めて、自然と共生する社会に向かって取り組んでいくことを検討しています。
14	河津委員 長林委員	p.11～15	I 環境回復の 推進	「I 環境回復の推進」は、原子力災害に特化している。大震災で計画を見直すということであれば、自然災害(松川津の被害など)や、立ち入らないことによるサル、イノシシの被害、景観の被害など、ただ単に放射性物質からの回復ではなくて、震災からの回復。環境基本計画の大枠として、そういうところが必要ではないか。	II-「3 自然共生社会の形成」の中で、「(3)地震・津波により影響を受けた自然環境及び生物多様性の保全」として追記しました。
				私も河津委員の意見、非常に大事と思う。震災を受けて、津波災害等で当面使えなくなってしまったところを戻していくという状況がこれから出ると思う。そうすると、今、環境調査を続けるという方向性も出てくるので、それは前文のところを、東日本大震災を受けた上で、沿岸域においては大きく環境が改変されてしまっている。それを将来的に戻すのか、新しい方向にいくのか、これは調査研究が十分に必要といふことで、施策はもう出来ているのだと思う。そんな形で組んでもっと大きいかと考る。	2

15	田崎氏	p.11～12	放射性物質による環境汚染から回復	環境創造センターに応する(4)が必要。	環境創造センターは、「第2章 基本目標と基本姿勢」において、「第3節 基本姿勢の実現化するための拠点(環境創造センター(仮称)の整備)として記載することとした。
16	志賀委員	p.12	(1)環境放射能モニタリング	きめ細かな監視・測定となるが、もう少し踏み込んで、効果や検証を進めていくとか、そういったところまで踏み込んだ記述があつて良い。	○「(2)除染の推進」において、新たな除染技術の開発について、追記しました。 また、除染技術の開発等については、p.5「環境創造センター(仮称)の取組の展開イメージ図」においても記載しました。 ○除染特別地域の具体的な地域については、今後、注釈を付し、対応してまいります。
17	志賀委員	p.13	(2)除染の推進	①除染特別地域があるが、具体的な地域とか、除染のモデル地域、中間貯蔵の記述がない。	「第2章 基本目標と基本姿勢」において、「第3節 基本姿勢の実現化するための拠点(環境創造センター(仮称)の整備)とともに、取組の展開イメージ図を記載しました。
18	後藤委員	p.12	(1)環境放射能モニタリング	モニタリングで、農作物の検査が含むのかどうか。入れてほしい。	現行のままです。 ※県計画の体系図をお示します。
19	崎田委員	p.14～15	(4)環境創造センター(仮称)の整備	環境創造センターへの期待大きい。これについての書き込みを今後もう少し踏み込んで書いてもらえれば。専門家が研究する部分と、それを発信して多くの方が学ぶ部分と、県民とともに環境の回復創造に向け取り組んでいく部分など、そういうところをきっちりと書いていたいと書いていましたが、皆で創造センターをうまく活用しようという雰囲気が共有できると思う。	「第2章 基本目標と基本姿勢」において、「第3節 基本姿勢の実現化するための拠点(環境創造センター(仮称)の整備)とともに、取組の展開イメージ図を記載しました。
20	後藤委員	p.16～17	原子力発電所及び周辺地域の安全確保	地域防災計画の内容を入れられるのであれば入れてほしい。また、県の事故後の対応における反省点は、どういう方向になるにせよ、現状と課題〇の3つ目あたりに、背景として、今回、何ができるべきかを少し書いてほしい。	「施策の展開方向」において、地域防災計画(原子力災害対策編)により安全を確保していく旨、追記しました。 なお、詳細は、地域防災計画の見直しの中で検討していきます。 ※県計画の体系図をお示します。
21	志賀委員	p.17	2 原子力発電所及び周辺地域の安全確保	オフサイトセンターの反省とか、SPEEDIが活かされなかつた点、今後はどう活用するのかという記述はないのか。	

長林委員	p.17	2 原子力発電所及び周辺地域の安全確保	安全確保はあるが、東電や国への提言、県独自の監視体制 モニタリング 情報提供という内容で、安全確保が何も書かれていない。国と東電、県の役割分担からこのような記載をしていくことであれば、それを書き込む必要があるのでは。	「施策の展開方向」において、地域防災計画(原子力災害対策編)により安全を確保していく旨、追記しました。 ※県計画の体系図をお示します。
22 長林委員	p.17	2 原子力発電所及び周辺地域の安全確保	有事の場合の安全確保をどうするのかというところを環境面として書き込む必要があるのではないか。環境の計画なので、書き方は難しいと思うが。	
稻森委員	p.17	2 原子力発電所及び周辺地域の安全確保 ○1つ目	「厳しく監視していきます」で終わっているが、これが、「厳しく監視して安全確保を図るようにしていきます」とか、そういう表現であれば分かること思う。	
23 長林委員	p.18	1 低炭素社会への転換	現状に、「革新的エネルギー・環境戦略によると、従来より温室効果ガス排出量が増加することが予想されています」とあるが、これについても、説明を加えない理解できない。何によってこうなのかといいうのを入れないと。	修文しました。
24 長林委員	p.18	1 低炭素社会への転換	現状に、「再生可能エネルギー導入量へ」とあり、「再生可能エネルギー関連産業の工場立地件数は伸び悩んでいます」とあるが、関連産業がなければ、再生導入量は増えてこないのかという疑問もあり、これは多分、施策の展開方向の(3)のところで記述されているので、そこ他のことでもあった上でこういうことも必要だろうということを書かないと、ちょっと理解できないと思う。	修文しました。
25 長林委員	p.20	(2)再生可能エネルギーの普及拡大とエネルギーの有効利用	(2)再生可能エネルギーの利用と間伐材しか書いていない。もつと未利用のエネルギーの開発に努めるとか、そういうものも必要だろう。例えば、国の施策では、地中熱の利用も取り組んでいるので、そういうものを入れて可能性を書く。	
26 後藤委員	p.20	1 低炭素社会への転換	浮体式ウインドファームによる電気をどこで使うか、東京で使うのか、福島で使うのか、その辺りも含めて書いていただきたい。	今後の検討課題とさせていただきます。

27	崎田委員 p.22～26	低炭素社会のところには再生可能エネルギーの話が出ているが、循環型社会のところには、その内容が全くない。循環型社会については、発生抑制をきちんとした上で、最終的なものにに関して単に焼却ではなくて、きちんとエネルギー回収をしましようということが、今かなり強く言われてきているので、そういう方向性を書いた方が市町村にとつて新しい展開をきちんと考へてもらえると思う。	「(2)廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用について追記しました。
28	稲森委員 p.27～29	櫻井よしこさんが、「再生可能エネルギーの法律はドイツできてスタートしたが、ドイツでは、太陽光の補助金を、kw当たり、50円くらいから今20円くらいに下げている。税金で対応しづらくなつた。再生可能エネルギーそのもののこれからの見直しも必要ではないか」というコメントを出されました。本当のところを言うと、全て再エネではない。そういう話もあつて、今の御意見を見て、うまく書かれる」と良い。	「課題」の(1)に自然とのふれあいが出てきているが、除染が前提となるとか、汚染レベルの低いところとか、汚染の高いところは代替措置をどう考えるとか、汚染と関連した記述が入ると良い。 施策の展開方向の、(1)における下の〇2つ(ふれあい、情報提供)のところにも入ると思われる。
29	後藤委員 p.27～29	(4)猪苗代湖等の水環境保全 ○1つ目	「なお、刈り取ったヨシ等は放射性物質の検査を行つたうえで有効利用を進めます!」について、これは他も全て共通。除染したものばかりサイクルできるはず。汚泥、バイオマスもしかし。第4章-第1節の文章でそういう表現も入れながら記載し、ヨシだけのところが除染有効利用でなく、全体が読めるようにした方が良いと思う。
30	稲森委員 p.31	5 環境に配慮する意識の醸成	放射線の理解の促進やネットワーク体制の充実を図る旨、記載しました。 また、「第2章 基本目標と基本姿勢」の「第3節 基本姿勢の連携を具現化するための検査における取組の展開イメージ図」にも記載しました。
31	崎田委員 p.37	5 環境に配慮する意識の醸成	放射線の理解の促進やネットワーク体制の充実を図る旨、記載しました。 また、「環境創造センターは、「第2章 基本目標と基本姿勢」において、「第3節 基本姿勢の連携を具現化するための検点(環境創造センター(仮称)の整備)」における取組の展開イメージ図」にも記載することとした。
	31 高荒委員 p.37		○屋外での活動が減少しているという課題があるが、それをどのように施策で解決していくのかが見てこない。分かりやすい形で明記した方が良い。 ○県民側からすると、環境創造センターがどのように利用できるかが分かりにくいので、それを分かりやすく理解しやすいと思う。

32	崎田委員	p.37	5 環境に配慮する意識といふよりは、連携・協働による取組の推進とか、連携・協働に基づくネットワーク型の社会の構築とか、そのようなタイトルにしていただきたい方が、皆で取り組むことが伝わるかなど思う。	配慮する意識といふよりは、連携・協働による取組の推進とか、連携・協働に基づくネットワーク型の社会の構築と環境に配慮したゆとりある生活空間の形成」に修正しました。
33	後藤委員	p.42	第2節 事業者に東電を特出しする必要があるかないか検討願う。	東電の対応については、I-2「原子力発電所及び周辺地域の安全確保」において記載しておりますので、御了解願います。
34	崎田委員	p.42	第3節 他のことろは、いろんな方と連携・協働で取り組みましょうということが書かれているが、県民の皆さんも今までそういうところを熱心にやつてこられたと思うので、ここにそのような項目が書かれていないなくて良いのか。	文修しました。
35	後藤委員	p.43	第6章 進行管理において、環境指標という言葉を残してほしい。	追記しました。